被用者保険制度に関する論点整理

令和６年12月

農林水産省

経営局就農・女性課

目次

①被用者保険制度に関する論点整理案 …… 2
②参考資料 …… 4

被用者保険制度に関する農業分野における論点整理

○ 厚生労働省を中心に**働き方に中立的な社会保障制度の構築等を目的とし、**検討が進められている被用者保険の適用拡大については、農業分野にも影響が及びうるが、**加入者にとって「保険料負担が減少し厚生年金保険や健康保険の給付が充実する」、「他産業と同質の福利厚生の提供により人材獲得しやすくなる」といったメリット**が想定されることから、**常時5人以上を使用する個人事業所における非適用業種の解消については、労働環境整備の一環として適当であると考えられる。**

一方で、**適用拡大による経営体への負担にも十分な配慮が必要。**

○ このため、農業分野に被用者保険を適用するに当たっては、**以下に示す論点について十分に留意すべき。**

論点１ 農業経営に及ぼす影響への配慮

①農業経営への負担

・ 保険料が労使折半となることによる**事業主の保険料負担の増加**のほか、被用者保険の**事務手続を外部に委託した場合には費用負担の増加**も想定されることから、③のとおり、制度導入までに十分な準備期間を設けることを前提とした上で、これらの負担に対応できるよう、**法人化の推進や生産性の向上等の農業経営力強化のための支援を検討すべき。**

・ 併せて、**農産物の合理的なコストを考慮した価格形成**に向け、**検討を進めるべき。**

②事務手続

・ 特に農業がこれまで非適用業種であったことを踏まえると、被用者保険の手続に不慣れな事業所が多いと想定されることから、**円滑な事務手続が可能となるよう被用者保険加入に係るマニュアル等の作成・周知などといった事務負担の軽減措置を講じるべき。**

・ 特に人口が少ない地域等では、被用者保険加入等の手続におけるサポート体制が不足することが想定されることから、**社労士との連携強化も含めサポート体制を構築するべき。**

③制度導入に向けた準備期間

・ 新たな制度導入に当たっては、経営への負担等に対応するための**準備期間**及び新たに制度が適用される経営体への**周知期間**として、**十分な期間を設けるべき。**

・ また、**既存支援策に加えて、必要な支援等がないか、農業現場の実態を踏まえて検討を進めるべき。**

被用者保険制度に関する農業分野における論点整理

論点２　制度見直しに関する理解の増進

【適用拡大の対象となる経営体や労働者への周知】

・新たな制度導入に当たっては、**新たに被用者保険の適用拡大の対象となる経営体や労働者**に対して、**十分な制度理解が進むよう丁寧な周知を図るべき。**

・また、新たな制度の導入後においては、**農業が他業種と同様に被用者保険の対象となることについても、農業への就業希望者等に適切に伝わるよう周知を図るべき。**

【外国人労働者】

・就労先として日本の農業を選ぶ外国人や外国人を雇用する事業主に対し**被用者保険のメリットや帰国する際の手続きなどを十分に理解できるよう制度周知を行うべき。**

論点３　その他

【農業者年金との関係】

・被用者保険の適用拡大により、農業者年金から被用者保険に移行する者が不利益を被ることがないよう、想定される影響を踏まえ、その周知も含め、適切な対応を講じる。

参考資料

農業の労働環境整備、生産性向上等に係る主な支援策 【令和６年度当初予算（令和５年度当初予算）】<令和５年度補正予算>

労働環境整備の推進

働きやすい環境づくり緊急対策事業のうち労働力確保体制強化事業
<７億円の内数>

農業現場における労働力不足を解消するため、他産地・他産業との連携等による労働力確保の取組や、就労条件改善などの労働環境整備を支援。

雇用就農資金 【121億円の内数（106億円の内数）】
労働保険への加入や労働基準の設定等の要件を満たした農業法人等における49歳以下の就農希望者の雇用を支援。

<制度面の対応>

労働環境改善に資する取組の要件化、ポイント加算
農林水産省が行う24事業において、労働環境改善に資する取組の要件化、ポイント加算等を実施。

農業の「働き方改革」の推進（推進活動）
「働き方改革」に段階的に取り組む具体的な手法を「経営者向けガイド」として取りまとめ。「働き方改革」実行宣言サイトを開設し、実行宣言の募集・取りまとめを実施。

法人化の推進

農業経営・就農支援体制整備推進事業 【５億円（５億円）】
都道府県が整備する農業経営・就農支援センターによる、就農等に関する相談対応、希望に応じた市町村等関係機関への紹介・調整、農業経営の改善、法人化や円滑な継承等に必要な助言・指導などの取組を支援。

集落営農活性化プロジェクト促進事業 【2.5億円（2.9億円）】
多様な農業人材からなる集落営農の活性化に向けたビジョンづくりや人材の確保、新たな作物の導入、法人化に係る定款作成等の取組を支援。

法人化のメリット・優遇措置
税制：個人事業主の所得税は累進課税である一方、法人税は基本定率
融資：農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の貸付限度額の優遇
（個人：３億円、法人：10億円）

<制度面の対応>

農林漁業法人等投資育成制度
農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法(投資円滑化法）に基づき、日本政策金融公庫が、農林漁業法人等の株式等の取得及び経営指導等を行う事業（農林漁業法人等投資育成事業）を行う投資主体（株式会社又は投資事業有限責任組合）に対して出資を行う。

経営体の生産性向上等

持続的生産強化対策事業 【150億円（160億円）】
農業者、農業法人、民間団体等が行う生産性向上や販売力強化等に向けた取組を支援するとともに、地方公共団体が主導する産地全体の発展を図る取組を総合的に支援。

農地利用効率化等支援交付金 【11億円（15億円）】<23億円の内数>
地域計画を策定した地区内の目標地図に位置付けられた者が、地域計画の実現に向けて経営改善に取り組む場合、必要な農業用機械・施設の導入を支援。

経営継承・発展等支援事業 【１億円（１億円）】
地域の担い手から経営を継承した後継者が、経営発展に関する計画（販路の開拓、新品種の導入、営農の省力化等）を策定し、同計画に基づく取組を行う場合に必要となる経費を市町村と一体となって支援。

新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業
【121億円の内数（106億円の内数）】<35億円の内数>
認定新規就農者の経営発展のために、都道府県が機械・施設等の導入を支援する場合に、国がその２倍の額を支援。

農地耕作条件改善事業 【198億円（200億円）】
農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化が行われる地域等において、農地の区画拡大や排水改良等を支援。

畜産クラスター事業 <291億円>
飼料増産や地域の収益性向上等に必要な機械導入・施設整備を支援するほか、生産コスト抑制に資する省エネ機器の導入を支援。

<制度面の対応>

農業経営発展計画制度（令和７年度から実施）
農地所有適格法人が、食品事業者等との連携措置を通じて農業経営を発展させるための計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けた場合、議決権要件の特例を措置。

中小企業の生産性向上等に係る支援策

|2024年度当初予算額（2023年度当初予算額）|＜2023年度補正予算額＞

経済産業省関連施策

中小企業生産性革命推進事業 ＜2,000億円＞

(独)中小企業基盤整備機構が、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者の設備投資、IT導入、国内外の販路開拓、事業承継・引継ぎ等を継続的に支援。

① ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）
（補助額：100万～１億円、補助率：中小1/2 小規模2/3）
… 革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセス等の改善に必要な設備投資等を支援

② 小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）
（補助額：～250万円、補助率：2/3等）
…小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓の取組等を支援

③ サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）
（補助額：5万～450万円、補助率：1/2~3/4）
…中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やＤＸ等に向けたITツール（ソフトウェア、アプリ、サービス等）の導入を支援

④ 事業承継・引継ぎ支援事業（事業承継・引継ぎ補助金）
（補助額：150万～600万円又は800万円、補助率：1/2~2/3）
…事業承継・M&A後の経営革新（設備投資・販路開拓等）に係る費用やM&A時の専門家活用に係る費用、事業承継・M&Aに伴う廃業等に係る費用を支援

よろず支援拠点等の支援体制の充実|35億円の内数(37.0億円の内数)|＜112億円の内数＞

各都道府県に設置したよろず支援拠点において、働き方改革や賃上げ、被用者保険の適用拡大などを含む、多様な経営相談に対して、専門家等による相談対応を実施。

地方公共団体による小規模事業者支援推進事業|10.７億円(10.7億円)|＜2.3億円＞

小規模事業者の販路開拓や生産性向上の取組等を都道府県が支援する際、国がその実行に係る都道府県経費の一部を支援。

中小企業省力化投資補助事業＜1,000億円＞

構造的な人手不足の解決に向けて、カタログから選ぶ簡易で即効性のある省力化投資を支援。

厚生労働省関連施策

業務改善助成金 |8.2億円(9.9億円)| ＜180億円＞

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げるとともに、生産性向上に資する設備投資等を行った中小企業等に対し、その設備投資等に要した費用の一部を助成。

働き方改革推進支援助成金|71.0億円(68.4億円)|

生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業等について、その取組に要する費用を助成。

働き方改革推進支援事業|31.4億円(36.7億円)|

働き方改革推進支援センターにおいて、労務管理等の専門家による窓口相談、企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法などに関するセミナー等を実施。

日本政策金融公庫による企業活力強化貸付(働き方改革推進支援資金)

最低賃金の引上げに取り組む事業者に対し、設備・運転資金の低利貸し付け

キャリアアップ助成金|1,106億円(829億円)|

非正規雇用労働者の正社員転換、処遇改善を実施した事業主に対し助成。

被用者保険の適用拡大に当たっての周知・専門家活用支援 |7.5億円(7.4億円)|

平成28年10月の適用拡大の際には、社会保険加入のメリットや働き方の変化について企業が従業員に丁寧に説明することが、就業調整の回避に有効であった。適用拡大を更に進めるに当たり、労働者本人への周知・企業から従業員への説明支援のための取組を行う。

生産性向上人材育成支援センターによる支援訓練|543億円の内数(528億円の内数)|

「生産管理、IoT、クラウドの活用」等のカリキュラムを、利用企業の課題に合わせてカスタマイズし、専門的な知見やノウハウを有する民間機関等を活用して実施。

人材開発支援助成金等による支援|640億円(652億円)|

人材開発支援助成金により、事業主等が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成。

人材確保等支援助成金により、中小企業者に対して労働環境の向上を図るための事業を行う場合に助成する制度等の整備を通じて、雇用管理改善等に取り組む事業主に対して助成。

テレワークの定着・促進に向けた支援|4.4億円(5.6億円)|

雇用型テレワークについて、ガイドラインの周知、テレワーク相談センターの設置・運営、テレワーク導入に係る助成、セミナーの開催等による導入支援を実施。

民間企業のための女性活躍促進事業|1.9億円(2.3億円)|

中小事業主を含めた全ての事業主に対し、女性活躍推進アドバイザーによる個別訪問・オンライン等により企業における女性活躍推進に係る行動計画の実施等を支援。

生活衛生業関連施策

- **日本政策金融公庫の生活衛生貸付に係る特別利率の適用**
  …生産性向上に資する取組や従業員の賃上げに取り組む事業者に対し特別利率を適用。
- **デジタル化推進事業 ＜1.7億円＞**
  …好事例の展開等によるデジタル化の推進
- **生活衛生関係営業収益力向上事業|1.0億円(1.0億円)|**
  …最低賃金のルールの徹底を図るとともに、同時に事業継承やインボイス制度に関するセミナーを開催

農業者年金の概要

○　農業者年金は、農業従事者のうち、①自営農業に従事する個人、②個人事業所に使用される者等の国民年金第１号被保険者が、任意で加入できる年金制度であり、国民年金（基礎年金）の上乗せ年金のひとつ。

○　農業経営を法人化し、その法人の役員、社員等として農業に従事することとなった場合は、サラリーマンの上乗せ年金である厚生年金に強制加入（農業者年金の対象外）。

被用者保険の適用拡大（※）がなされた場合の農業者年金制度への影響と対応

（※）常時５人以上を使用する個人事業所における非適用業種の解消

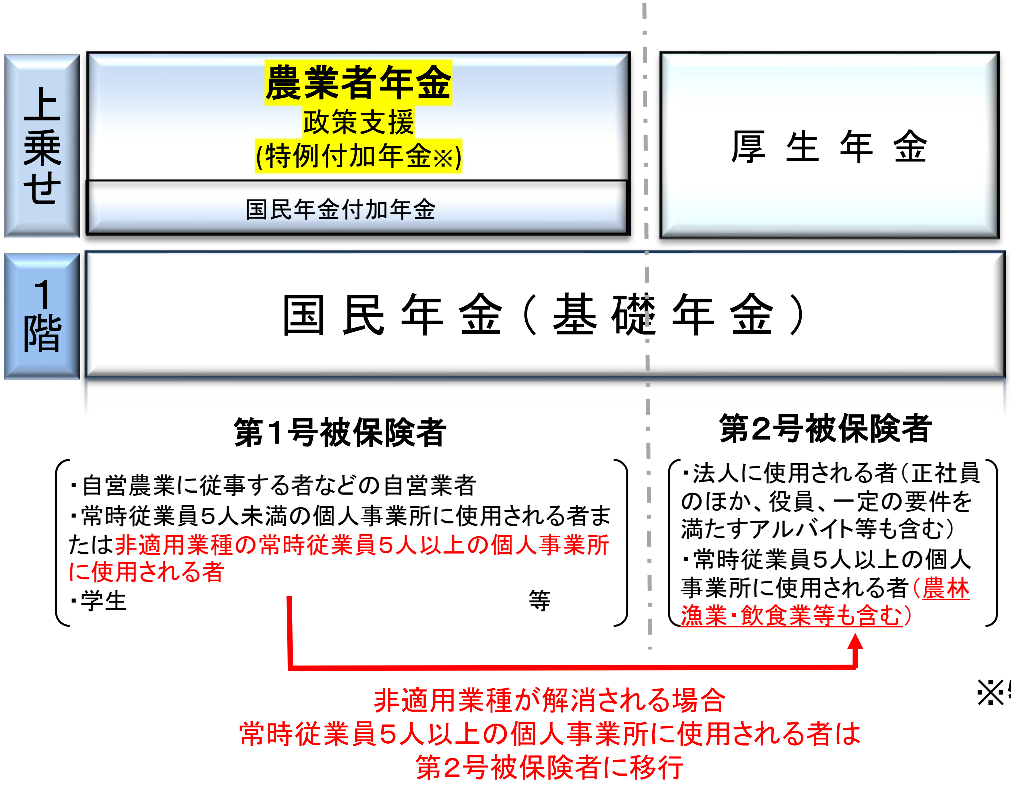

[仮に適用拡大となった場合の具体的な影響]

○　常時５人以上を使用する個人事業所に使用される農業者年金の被保険者について、当該事業所に被用者保険（厚生年金）が適用されることとなった場合、国民年金第１号被保険者の資格を喪失するため、農業者年金の被保険者資格も喪失することとなり、農業者年金の加入期間によっては、特例付加年金※の受給資格を失うことになる。

⇩

○　制度上の変更により、資格を喪失することがないよう、該当者に対し、制度的対応が必要ではないか。

※特例付加年金：認定農業者等に対し保険料額の特例を設け、この特例による保険料の減額分を国庫より補助して、給付を行う（20年以上の加入期間を有する者に限る。）。

第16回社会保障審議会年金部会
2024年７月３日

資料５－１

被用者保険の適用に関する基本的な視点

「働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会」議論の取りまとめより作成

被用者にふさわしい保障の実現

- 国民の価値観やライフスタイルが多様化し、短時間労働をはじめとした様々な雇用形態が広がる中で、特定の事業所において一定程度働く者については、事業主と被用者との関係性を基盤として働く人々が相互に支え合う仕組みである被用者保険に包摂し、老後の保障や万が一の場合に備えたセーフティネットを拡充する観点からも、被用者保険の適用拡大を進めることが重要。

働き方に中立的な制度の構築

- 労働者の勤め先や働き方、企業の雇い方の選択において、社会保険制度における取扱いの違いにより、その選択が歪められたり、不公平が生じたりすることのないよう、中立的な制度を構築していく観点は重要。
- 賃上げが進む中で、短時間労働者がいわゆる「年収の壁」を意識した就業調整をすることなく、働くことのできる環境づくりが重要であり、その際、被用者保険の意義や、被用者保険への加入は、保険料が生じるものの、労働者にとってメリットがあることを分かりやすく発信していくことが必要。

事業所への配慮等

- 適用拡大の対象となる事業所においては、事務負担が増加するとともに、新たな保険料発生に伴い経営への影響があると懸念されることから、そうした点に配慮しつつ、必要な支援策を講じる等、円滑な適用を進められる環境整備が必要。
- 保険者が分立する医療保険制度においては、適用拡大に伴い、保険者間での被保険者の移動が生じることとなり、保険者の財政や運営に影響を与えることとなる。適用拡大の検討に当たっては、被保険者等の構成の変化や財政等への影響を示した上で、保健事業の円滑な実施など保険者機能を確保する視点も含め、医療保険制度の在り方についても着実に議論を進めることが必要。